

山口大学連携講座規則第6条の規定に基づき、連携講座（寄附講座、共同研究講座、社会連携講座）の設置及び更新の判断基準について必要な事項を以下のとおり定める。

特別の事情によりこの申合せ（山口大学寄附講座規則、山口大学共同研究講座規則及び山口大学社会連携講座規則（以下「講座規則」という。）に規定されている部分を除く。）により難しい場合であって、学長が特に必要と認めた場合は、この申合せによらないことができる。

【各審議事項について】

①本学の教育研究の進展及び充実並びに学術と社会の発展に資するものであること。

審査の基準	根拠資料
(審査基準①-1) ・本学の教育研究の進展及び充実並びに学術と社会の発展に資するものであるか。 ・課題と成果が明確になっているか。 ・公序良俗に反していないか。 ・講座を設置する必要性はあるのか。	<input type="checkbox"/> 申込書 <input type="checkbox"/> 講座の概要

②法令上又は本法人の規則上の適切な手続きが執られていること。

審査の基準	根拠資料
(審査基準②-1) ・受入れにあたって、法令違反・本法人の規則違反はないか。 ・学長への申請にあたり、当該部局等の教授会又はそれに代わる機関の意見を聴いているか。 ・連携講座に置かれる連携講座教育職員、特命教育職員又は大学教育職員（以下「連携講座教員」という。）と申込みがあった外部機関等との間に密接な関係があると疑われる場合、必要に応じて、国立大学法人山口大学利益相反・責務相反マネジメント委員会へ相談を行っているか。 ・いわゆる臨床研究の実施にあっては、関係する委員会等の審議・承認を得て適切な手続きを経ているか。	<input type="checkbox"/> 学長宛申請文書 <input type="checkbox"/> 申込書 <input type="checkbox"/> 講座の概要 <input type="checkbox"/> 寄附講座：山口大学寄附金等受入規則、山口大学寄附金等経理事務取扱要項 <input type="checkbox"/> 共同研究講座：山口大学共同研究取扱規則 <input type="checkbox"/> 社会連携講座：山口大学受託研究取扱規則、山口大学受託事業取扱規則
	<input type="checkbox"/> 利益相反に関する主な書類 国立大学法人山口大学利益相反・責務相反マネジメント委員会への相談結果（必要に応じて） <input type="checkbox"/> 臨床研究に関する主な書類 ・事業計画書 ・審査結果通知書

③連携講座の運営体制が適切に定められていること。

審査の基準	根拠資料
<p>(審査基準③-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込みがあった外部機関等と本法人及び当該部局等との関係において、社会通念上、疑念を抱かれることはないか。また、疑念を抱かれる場合は、社会への説明責任が果たせる内容となっているか。 ・申込みがあった外部機関等は、実在しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○疑義がある場合のみ確認 (法人) 登記簿謄本等 (個人) 住民票 ○設置目的に関する覚書(寄附申込書とは別)
<p>(審査基準③-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携講座の名称は当該講座における教育研究の内容を示す名称となっており、誤解を与えるものになっていないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○申込書 ○講座の概要
<p>(審査基準③-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・存続期間は、規則に規定する期間となっているか。 ・講座の目的を達成できる存続期間となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○申込書 ○講座の概要
<p>(審査基準③-4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附講座及び共同研究講座については、外部機関等からの経費等により、給与、研究費、旅費等その運営に必要な経費を全額賄っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○申込書 ○講座の概要
<p>(審査基準③-5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座の設置により、多額の管理費(後年度負担)を必要としていないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○申込書 ○講座の概要
<p>(審査基準③-6) (共同研究講座, 社会連携講座)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果の取り扱いについて、外部機関等との合意がなされているか。 ・複数の企業が関与する場合においては、研究内容及び研究成果の取扱について、合理的に区分ができていないか。また、独占的な取り扱いを複数社に約束していないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○申込書 ○講座の概要(共同研究講座, 社会連携講座の場合) ○共同研究契約書案(共同研究講座の場合)
<p>(審査基準③-7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果報告又は状況報告の必要性(要否)について、外部機関等と合意がなされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○申込書 ○講座の概要 ○共同研究契約書案(共同研究講座の場合)

④連携講座の設置場所(部屋)に関すること。

審査の基準	根拠資料
<p>(審査基準④-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携講座の設置場所(部屋)の確保について、当該部局との間で合意がなされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○講座の設置予定場所に関する資料(任意)

⑤連携講座の教員の採用に関すること。

審査の基準	根拠資料
<p>(審査基準⑤-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携講座教員は、講座規則及び部局等の要項等に規定する要件を満たしているか。講座の目的を達成できる能力があるか。なお、山口大学寄附講座規則第9条第2項、山口大学共同研究講座規則第9条第2項及び山口大学社会連携講座規則第8条第2項に規定する「学長が特に認める場合」とは、特命教育職員が次のいずれかに該当する場合をいう。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 寄附講座又は共同研究講座において、同講座で実施予定の教育研究分野における成果が広く認められており、ノーベル賞、日本学士院賞等を獲得する等余人に代えがたい実績があること。 2) 社会連携講座において、地方創生の推進に関する実績が広く認められており、当該特命教育職員の従事なくして同講座の設置目的達成が難しく、外部機関等から従事を強く求められていること。 ・特命教育職員及び兼務教員については、十分な勤務時間が確保されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○講座の概要 ○就任予定者の履歴書 ○就任予定者の就任承諾書 ○各部局等特命教育職員要項
<p>(審査基準⑤-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部機関等の研究者を受け入れる場合は、外部機関等と採用予定教員の雇用形態について合意されているか。 	<p>例) 出向に関する協定書(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○共同研究契約書案(共同研究講座の場合)